平成２１年（フ）第５３８号
和歌山市禰宜1320番地の３
破産者　小西建具商店こと　小西　敏隆
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５７５号
和歌山県橋本市東家１丁目７番６号
破産者　和風レストランみやまこと　山本　恵則
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７号
愛媛県松山市下伊台町489番地25
破産者　京免　史朗
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２号
愛媛県八幡浜市1208番地１
破産者　是澤　貞利
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第４８６号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷266番地２　今長ハイツ203
破産者　中越しげ子
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
熊本県合志市豊岡2053番地69
破産者　本田　　忍
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９１号
熊本県山鹿市杉351番地
破産者　桐明　幸正
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１６７３号
福岡市博多区上呉服町13番251号
破産者　さかもとこめ屋こと　坂本　秀夫
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０号
宮城県石巻市雄勝町名振字東65番地
破産者　清水　武志
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
群馬県沼田市下久屋町899番地１
破産者　澤田　勝司
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目685番地メゾンレイクサイド・103号、開始決定時の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目22番地２
破産者　坂本外喜男
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６号
兵庫県揖保郡太子町天満山237番地、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町原142番地
破産者　嶋澤　達也
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３３０号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目５番６―203号
破産者　武富　英揮
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
沖縄県那覇市字天久895番地　比嘉アパート３―Ｃ
破産者　稲嶺　純子
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３０９１号
札幌市西区発寒７条14丁目２番15号　メゾンフジ１号
破産者　佐藤　　督
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６０号
岩手県宮古市田老字館が森29番地
破産者　川村　忠平
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成１９年（フ）第２１６６号
仙台市青葉区荒巻本沢１丁目16番８―606号、開始決定時の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川317番地
破産者　渡邉　　淳
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
宮城県塩竈市藤倉３丁目17番15号
破産者　遠藤　英勝
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
仙台市宮城野区福室６丁目19番15―401号
破産者　笠松　弘宣
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係